

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>—</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>—</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>「ねんりんピック岐阜2025」の大会期間中、複数のイベントを複数会場で同時に開催するためには、綿密かつ正確な会場設営と運営が必要となるため、当該業務に精通する者への委託契約が必要となることから、一般競争入札（公告日：3月3日、入札日：4月4日）を実施したが、不落となつた。</p> <p>本大会は令和7年10月18日から21日まで開催することが決定しており、かつ複数のイベントを実施することから、早急に委託業者を決定し、準備・調整に入る必要がある。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>上述の一般競争入札に参加した唯一の事業者であるため。</p>